

令和7年度郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、ひとり親家庭及び父母に代わって児童を養育する養育者家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）のこどもの支援に係る専門の知識と能力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 目的 ひとり親家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援等を実施し、ひとり親家庭等のこどもの生活の向上を図ることを目的とする。
- (2) 業務名 令和7年度郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和7年5月29日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案上限金額
 - ア 学習支援を行う者の派遣1回あたりに必要な経費
¥7,040円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - イ 上記ア以外の事業の実施に伴う管理等に必要な経費
¥2,872,540円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 郡山市内に本店、支店又は事業所を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者（契約締結日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手

続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (5) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 本業務に類似する業務（公共事業による学習支援事業に関する業務又は民間企業において同種の業務）の事業実績を有すること。

4 スケジュール

質問受付締切	令和7年4月18日（金） 午後5時15分まで
質問回答	令和7年4月24日（木）
申込書等受付締切	令和7年5月7日（水） 午後5時15分まで
資格審査結果通知	令和7年5月9日（金） まで
書面審査及びプレゼンテーション	令和7年5月16日（金）
結果通知	令和7年5月23日（金）
見積徴取及び契約締結	令和7年5月29日（木）

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年4月18日（金）午後5時15分（必着）
- (2) 提出方法：質問書（第1号様式）により、次のとおり電子メールで提出すること。
なお、必ず電話で送信確認をすること。
送信先：kodomokatei@city.koriyama.lg.jp
※メールの件名は「【事業者等名】郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務に関する質問」とする。
- (3) 回答日：令和7年4月24日（木）
- (4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（事業者名非公表）

6 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）
 - イ 企画提案書（第3号様式にて7部）※提案は、1事業者につき1案とする。
 - ウ 経費積算書（第4号様式にて7部）
 - エ その他の書類（企画提案書内容確認の書類等）（任意様式にて7部）
 - オ 印鑑証明書
 - カ 履歴事項全部証明書（法人のみ）
※発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。

キ 納税を証明する書類

国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

※発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。

ク 委任状（第5号様式）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

（2）期間

令和7年4月11日（金）から令和7年5月7日（水）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）

（3）時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

（4）場所

〒963-8025 福島県郡山市桑野一丁目2番3号

郡山市こども部こども家庭課（郡山市こども総合支援センター3階）

（5）方法

郵送又は持参にて提出

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和7年5月7日（水）午後5時15分までに到着したものを有効とする。

7 選定方法

（1）提出された企画提案書等について、「9 選定基準」に基づき郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和7年4月10日制定）に規定する郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

（2）評価は、評点方式で行うものとする。

（3）参加申込者が1事業者のみの場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定されず、再度公募を行うものとする。

（4）参加申込者の評価が同点となった場合は、経費積算書（第4号様式）の合計金額が低いものを高順位者とする。

8 審査方法

（1）資格審査

「3 参加資格」の事項を満たす者かを審査する。結果については、令和7年5月9日（金）までに書面により通知する。

(2) 書面審査及びプレゼンテーション

実施日：令和7年5月16日（金）

提出された企画提案書等について書面審査及びプレゼンテーションを実施し、最も優れている企画提案者を決定する。その際、説明者は1事業者当たり2名までが出席できるものとする。結果については、書面により通知する。

9 選定基準

提出された企画提案書等について、次の事項に基づき選定委員会の委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

(1) 書面審査及びプレゼンテーション

評価項目		評価の着眼点		配点	小計
			判断基準		
書面審査	業務の実 施方針及 び手法	業務の実 施 方法	効果的、効率的な実施方法が認められる場合に、優位に評価する。（理解度、積極性）	10点	50点
		具体的な支 援の方法	個々の支援対象者に応じた効果的な支援を実施できると認められる場合に、優位に評価する。（的確性、現実性）	20点	
		独自の工夫	事業者独自の工夫のある企画となっていると認められる場合に、優位に評価する。（独自性、創造性）	20点	
	実施体制 等	人員体制及 び分担等	人員体制及び業務分担等が優れているとみられる場合に優位に評価する。（的確性、実現性）	10点	20点
		業務実施者 の業務遂行 能力	業務実施者が業務遂行能力を有していると認められる場合に優位に評価する。（資格、経歴等）	10点	
	実績	業務実績	類似業務の実績が多いものを優位に評価する。	10点	10点

	経費	積算経費	企画提案の内容に対し、積算経費が低いものを優位に評価する。	5点	5点
プレゼンテーション		専門的技術力	説明内容が企画提案書の内容をよく補完しており、本事業に対する専門的技術を十分に発揮できると認められる場合に、優位に評価する。（的確性、実現性）	5点	15点
		意欲及び姿勢	本事業に対する意欲や積極的な姿勢が感じられると認められる場合に、優位に評価する。（積極性）	5点	
		コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快かつ迅速に行える場合に優位に評価する。（理解度、積極性）	5点	
合計点				100点	

（２） 最低制限基準

ア 最低制限基準は、合計点数が配点の６割とする。

イ 次順位者においても、最低制限基準を満たす必要があるものとする。

10 結果の公表

企画提案書等の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、参加申込者を伏せて審査結果（点数を含む。）を郡山市ウェブサイトにおいて公表する。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- （１）参加資格要件を満たしていない場合
- （２）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （３）本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- （４）審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- （５）経費積算書（第４号様式）の金額が、提案上限金額を超過した場合

12 契約条件

- （１）提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を

契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の選定から契約締結までに「11 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）により免除とする。
- (4) 契約書は郡山市が作成する。

13 担当部局

〒963-8025 福島県郡山市桑野一丁目2番3号

郡山市こども部こども家庭課女性・ひとり親家庭支援係

電話番号 024-924-3341

FAX番号 024-933-6665

E-mail kodomokatei@city.koriyama.lg.jp

14 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は参加申込者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及び説明に関する費用については、参加申込者の負担とする。